

## 第2部 行動計画に盛り込まれるべき施策・事業

### 1. 国の行動計画策定指針により市町村行動計画に求められる施策・事業

「次世代育成支援対策推進法」によると、市町村行動計画は、国が定める行動計画策定指針に則して策定するものとされています。

「行動計画策定指針」によると、市町村行動計画には、次に掲げる7項目の施策を盛り込むことが求められています。

- (1) 地域における子育ての支援  
地域における子育て支援サービスの充実、 保育サービスの充実、 子育て支援のネットワークづくり、 児童の健全育成、 その他
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進  
子どもや母親の健康の確保、 「食育」の推進、 思春期保健対策の充実、 小児医療の充実
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備  
次代の親の育成、 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、 家庭や地域の教育力の向上、 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備  
良質な住宅の確保、 良好な居住環境の確保、 安全な道路交通環境の整備、 安心して外出できる環境の整備、 安全・安心まちづくりの推進等
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進  
多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等、 仕事と子育ての両立の推進
- (6) 子ども等の安全の確保  
子どもの交通安全を確保するための活動の推進、 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、 被害に遭った子どもの保護の推進
- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進  
児童虐待防止対策の充実、 母子家庭等の自立支援の推進、 障害児施策の充実

また、市町村行動計画は、次世代育成支援に関する既存の市町村の計画（地域福祉計画、障害者計画など）との調和が保たれたものであることが求められています。